

2025 FIM 耐久世界選手権 及びカップ規則

規律及び裁定規則

2月7日

3 規律及び裁定規定

3.1	原則		1
3.2	ペナルティー		1
3.3	規律及び裁定組織		3
3.3.1	レースディレクション		3
3.3.2	FIMEWC スチュワードパネル		3
3.3.3	FIM アピールスチュワード		4
3.4	国際控訴裁判所（CAI）：大会時に不在の場合		6
3.5	事実の審判員		8
3.6	法的手続きにおける当事者としての FIM		8
3.7	抗議と控訴		9
3.8	すべての規律および裁定組織が取る手順		15
3.9	手続き上の費用		18
3.10	ペナルティーの相互作用		18
3.11	赦免		18

3 規律及び裁定規定

3.1 原則

参加者、オフィシャル、オーガナイザーにかかる義務に関しては、F I Mの発行する諸規定に明記される。

これらの義務に違反したことが証明された、あるいはこれを守らなかったことが証明された場合には、本規律および裁定規則に明記されるペナルティーの対象となる。

3.2 ペナルティー

ペナルティーには下記の種類がある：

- 警告
- 罰金
- ライドスルー
- ストップ&ゴー
- タイムペナルティー
- グリッドペナルティー
- 失格
- 選手権ポイントの剥奪
- 資格停止
- 資格剥奪

3.2.1 ペナルティーの定義と適用

- | | |
|-----------|---|
| • 警告 | 個人的又は公に行われ、聴聞会無しに与えられる |
| • 罰金 | 100,000 ユーロまでの現金ペナルティー
1000 ユーロまでのペナルティーは、事前聴聞なしに科される。
しかし、事項 3.7.23.4.4 3.7.23.4.4 にある抗議の権利は与えられる。 |
| • ライドスルー | 事項 1.19.1 参照 |
| • ストップ&ゴー | 事項 1.19.2 参照 |

- タイムペナルティー ライダーの実質的な結果に影響を及ぼす 2 分までの加算かあるいはタイムの削除

通常のスタート時間以降にレース又はプラクティスをピットレーンからスタートするチームに科される時間
- 失格 自動的またはその他ペナルティーとは別の大会、プラクティス、レースまたはランキングで得た結果の喪失

大会、プラクティスセッションまたはレース（ブラックフラッグまたはオレンジディスクによる）からの即座の失格
- 選手権ポイントの剥奪 すでに開催された FIM 選手権ポイントの剥奪
- 資格停止 FIM ライセンス所持者に付与されたすべての権利の喪失または禁止事項を特定するか指定された期間における FIM 管理下にある活動への参加を禁止する。

このペナルティーが適用される場合、条件付きで最長 2 年までとする。

必要に応じて、聴聞無しに 1 回又はそれ以上の公式プラクティスセッションへの参加停止ペナルティー
ただし、抗議する権利は、事項 ~~3.7.23.4.2~~ **3.7.23.4.2** に規定されているとおりとする。
- 資格剥奪 FIM の管轄下で行われる全ての活動に参加する権利を最終的かつ完全に失う。
この資格剥奪は、時間の経過とともに調整が可能とする。

3.2.2 複数のペナルティー

状況に応じて、ひとりの違反者に複数のペナルティーが科されることもある。

3.2.3 ペナルティーに適用される原則

相応の制裁を科すために、違反の性質と重大さ、過失の程度、違反者の行為、およびその他の関連状況を考慮しなければならない。

3.3 規律及び裁定組織

規律および裁定に関する要件を扱う資格のあるFIMの規律および裁定組織には下記がある：

- レースディレクション
- FIMEWC スチュワードパネル
- FIM アピールスチュワード
- ~~— EWC 上訴裁判所~~

3.3.1 レースディレクション

3.3.1.1 構成

レースディレクションは、事項 1.6 に基づいて構成される。

3.3.1.2 権限

レースディレクションは規律要件に関して権限を有し、下記の場合にライダー、チーム人員、オフィシャル、プロモーター/オーガナイザー及び全てのイベントまたは選手権に関わる人物に自動的にペナルティーを科すとともに FIMEWC スチュワードパネルに対して報告する：

- ライダーまたはチームメンバー、または上記の者による故意的または過失的な現行規則または大会オフィシャルの指示に反する行為のある場合、これにはオフィシャルによって伝達されるプロトコル、通知およびその他の指示書面または電子的手段のものも含まれる。
- オフィシャル及びプロモーターオーガナイザーの故意的または過失的な、大会のスムーズかつ効率よい運営を阻害したり重大な規則不履行のあった場合

3.3.2 FIMEWC スチュワードパネル

3.3.2.1 構成

FIMEWC スチュワードパネルは、事項 1.7 に明記されている要件を備えている人員によって構成される。

3.3.2.2 権限

FIMEWC スチュワードパネルは、ライダー、チーム人員、オフィシャル、プロモーターオーガナイザー及び大会または選手権に関わる全ての人間に対し、軽微な違反の場合は聴聞することなくペナルティーを科すことが出来る。

- 規則違反
- 大会中に、あるひとりの人物、または FIM ライセンスを所持するグループが、現行規則、または大会オフィシャルの与えた指示に反する行動、または行為

を、自発的または意図せずに行った場合、これにはオフィシャルによって伝達されるプロトコル、通知およびその他の指示書面または電子的手段のものも含まれる。

- あるひとりの人物、または FIM ライセンスを所持するグループが、腐敗行為、または不正行為、あるいは当該大会、またはモーターサイクルスポーツの利益に有害な行動を取った場合

FIMEWC スチュワードパネルは規則違反に関連する抗議に関して裁定を下す。

3.3.2.3 控訴後に FIM スチュワードパネルが科すことのできるペナルティー

- 警告
- 罰金
- ライドスルー
- ストップ&ゴー
- タイムペナルティー
- 失格
- 選手権ポイントの剥奪
- 資格停止

更に、FIMEWC スチュワードパネルは、**FIM アピールスチュワード**が科すことので出来ない更に重いペナルティーを科すために、その違反について連絡することもできる。

3.3.3 FIM アピールスチュワード

3.3.3.1 構成

FIM アピールスチュワードは、下記によって構成される。

- FIM スポーツスチュワードスーパーライセンスを所持する 1 名の FIM スチュワードで、FIM アピールスチュワードの議長となり、必要に応じて決定投票を行う。本スチュワードは FIM によって任命される。
- 及び FIM スポーツスチュワードライセンスを所持する主催国協会スチュワードで、主催国協会が任命し、FIM が承認する。

3.3.3.2 権限と権能

FIM アピールスチュワードは、FIMEWC スチュワードパネルの下した裁定に対する如何なる抗議も受け付ける。

FIM アピールスチュワードは、FIMEWC スチュワードパネルによる裁定を批准または否決、または事項 **3.2.1** に明記されている別のペナルティーを科す。

FIM アピールスチュワードは、正当な理由により事件を処理できないと思われる場合、事例を国際控訴裁判所（CAI）に付託することができる。

このような決定は、FIM アピールスチュワードが書面によって正当化する。

~~3.3.4 国際審判のリスト~~

~~国際審判のリスト（LJI）は、EWC 控訴裁判所のメンバーから任命された有資格者で構成される。~~

~~3.3.5 EWC 控訴法廷~~

~~3.3.5.1 メンバーの任命~~

~~FIM 法規ディレクターはLJIディレクターの基、毎回、EWC 控訴法廷の裁判員を任命する。~~

~~3.3.5.2 手順~~

~~任命された裁判員の氏名は、裁判所に正式に異議を提出する権利を有する全ての者に、情報を受けた翌日に通達される。常任委員会が、任命に関して有効な異議が提出されたと判断したした場合、交代を実施する。それ以外の場合、異議は却下され、公聴会の日程が調整される。~~

~~裁判所は、専門家からの意見の収取または有効と思われる証人の出頭を要請する場合がある。~~

~~3.3.5.3 権限及び権能~~

~~EWC 控訴法廷は、FIM アピールスチュワードの裁定に対する如何なる控訴も受ける。~~

~~EWC 控訴法廷は、レースディレクション、FIMEWC スチュワードパネルまたはFIM アピールスチュワードの要請に従って裁定を下す。~~

~~事件の性質と複雑さに応じて、上記の機関は、懲戒処分や事件の処理のため、EWC 控訴法廷に持ち込むことができる。~~

~~FIM 会長、FIM 執行役員会または運営委員会は、大会終了後 4 日以内に EWC 控訴裁判所が関与する事例がスポーツまたは技術規則以外の FIM 規則違反か侵害行為であるか諮問する。~~

~~3.3.6 事実認定者~~

~~事実認定者とは、プラクティス及びレース中の事実を確認し、その観察結果を報告した後に裁定が下されるための事実認定を担う者とする。~~

~~事実の認定は、法規に則り詳細に明記された罰則の如何なる調整もない観察事実である事による。この事実の認定によりもたらされた裁定は即時に行われ、関連する規則に従い、抗議又は控訴の対象とはならない。~~

~~FIMEWC スチュワードのメンバー以外に、ジャンプスタート、フィニッシュラインの通過、ライダーがトラック境界を越えたか否かまたはその他規則に明記された件に関する事実判定のために、1 名又は複数の事実認定者が任命される場合がある。~~

~~3.3.7 法的機関としての FIM~~

~~3.3.7.1 機能~~

~~FIMEWC 控訴法廷に対する全ての控訴は、FIM は起訴の形式でその利益について主張する、または立場について説明する権限を有する。~~

~~3.3.7.2 任命~~

~~各事例において、最高委員会 (BE) が FIM を代表する人物を任命する。~~

~~3.3.7.3 手順~~

~~FIM による介入が、最高委員会 (BE) の理解のもとに随時行われる。~~

~~本コードに従い、当事者としての FIM は、他の当事者と同様の権利と義務を有する。~~

~~FIM は、聴聞会に出席者を出す、あるいは文書にて主張を行うことができる。~~

~~3.3.7.4 例外的に深刻な行動に関する件案~~

~~例外的に深刻な行動に関する件案の場合、FIM 会長、FIM 執行役員会は、FIM 規律及び裁定規定に明記された手順及び締め切りに則っているものか確認する FIMEWC 控訴裁判所に照会する。~~

3.4 国際控訴裁判所 (CAI) : 大会時に不在の場合

3.4.1

CAI の裁判官は全員、ディレクター率いる国際裁判官リスト (LJI) のメンバーとする。CAI は独立した事務総局によってサポートされる。

CAI への照会が提出された後、可能な限り速やかに、CAI の事務局長によって LJI のメンバーから 1 人の裁判官または 3 人の裁判官で構成するパネルが任命される。裁判官が複数いる場合は、パネルの長が事務局長によって任命される。

各裁判官は、任命を受け入れた時点から、審理中は、当事者から公平かつ独立していなければならない。

各事例について、裁判官は独立宣言書に署名し、独立性に疑問を抱かせたり、公平性に合理的な疑いを生じさせたりする可能性のある事実や状況を書面で事務総長に開示しなければなりません。

単独裁判官または合議体の長がまだ任命されていない場合、必要に応じて LJI のディレクターが任務を遂行する。

3.4.2 当事者への通知と忌避

各事例について、事務局長は、拡大された裁判官候補者リストを当事者に通知する。

当事者は、リストの通知を受け取ってから 3 日以内に、理由を添えて、リスト上の 1 名または複数の裁判官の忌避を要請する権利を有する。

事務局長が正当な異議申し立てであると判断した場合、事務局長は、リスト上の他の裁判官の中から 1 名または複数の交代裁判官を任命しなければならない。

審理日の前に、裁判官団を構成する裁判官の最終的な選択は、裁判官本人以外の誰にも開示されない。

3.4.3 CAI 事務総局

CAI 事務総局は、事務局長が代表し、事務局長によって指揮される。事務局長は、FIM およびモーターサイクル スポーツ以外で主な専門的活動を行っている経験豊富な法学者または弁護士とする。

事務局長は、LJI のメンバーに提供される独立宣言に署名しなければならない。

事務局長は、CAI が本規則によって割り当てられた機能を遂行できるようにするためのすべての物質的および手続き的役務を担当する。

事務局長は特に、事件に関連するすべての文書を受け取り、当事者および裁判官に転送し、審問を組織し、CAI の決定を通知する責任を有する。

また、事務局長は、CAI によって下されたすべての決定の完全な収集を維持する。

別段の指示がない限り、事務局長は、判決そのものを除き、事件に関連して当事者と交換されるすべての通信に裁判官に代わって署名する署名権限をすべての裁判官から委任される。

事務総長は、判決の審問および審議に出席する事は出来るが、それらに参加することはできない。

3.4.4 権限

CAI は係争権を有している。

FIM 競技会中に下された決定は、進行中の会議の円滑な運営に支障をきたさない限り、控訴することができる。控訴が、進行中の会議の円滑な運営に支障をきたすケースについては、イベントに出席する懲戒機関に関する特定の条項に後述される。

このような控訴は、FIM ライセンスを保有し、当該決定に直接影響を受ける人または法人が行うことができる。

CAI は、FIM アピールスチュワードの裁定に対する控訴を審理する。

CAI は、レース ディレクション、FIM EWC スチュワードパネルまたは FIM アピールスチュワードの要請に応じて裁定を下す。

事件の性質と複雑さに応じて、上記の懲戒機関は、事例を処理するために CAI に問題を提起する。

FIM 会長、執行委員会、または管理委員会は、イベント後 10 日以内に、FIM 規則違反または**不遵守**に関する問題を CAI に報告することができます。

3.5 事実の審判員

事実の審判員は、プラクティスやレース中に特定の事実を確認する責任があり、その内容は裁定のために速やかに報告されなければならない。

事実の陳述は、法的に正確に述べられた制裁の調整なしに、事実の観察のみに依存する。これらの事実の陳述とその結果の決定は即時であり、関連する規則に指定されているように、特定のケースにおいては抗議や控訴の対象にはならない。

3.6 法的手続きにおける当事者としての FIM

3.6.1 機能

CAI へのすべての控訴について、FIM は自らの利益を主張するか、または訴追演説によって自らの立場を説明する権利を有する。

3.6.2 任命

執行委員会は、各ケースにおいて FIM を代表する人物を任命する。

3.6.3 手続き

FIM の介入は任意であり、執行委員会の判断に委ねられる。

当事者として、FIM は他の当事者と同じ権利と義務を享受する。

FIM は審問に自ら出席するか、または書面で主張を提示することができる。

3.6.4 例外的に重大な行為に関するケース

例外的に重大な行為があった場合、FIM 会長、FIM 執行委員会、または**取締役会**は、そのケースを FIM CAI に付託することができ、FIM CAI は懲戒規定（ブルーコード）に定められた手順と期限に従って、そのケースを審理する。

3.7 抗議と控訴

3.7.1 抗議権利

FIM ライセンスを所持する如何なる人物または法人は、FIM の認可を受けた大会・会議中に、以下のような直接的な偏見を持たれることや、危険、スポーツに反する、または詐欺的な行為、ライディングまたは行為、事項3に記載されている懲戒機関による決定を受けていない行為に対して抗議する権利を有する。

3.7.1.1 抗議出来る範囲

抗議は以下の場合に提出することが出来る。

- ライダー、チームまたはマニファクチャラーのエントリーに対して
- 規則に準拠していない車両に対する申し立て
- プラクティスまたはレース後の順位
- 競技期間中の過ち、不正行為または規則違反に対する申し立て
- 競技期間中に発生した、発見されなかった、または FIMEWC スチュワードによる罰則が与えられていない参加者によって取られたと思われる逸脱行為

しかし、以下に関する如何なる事実認定者の役務の執行や必然的な決定に対して抗議する事は認められない。

- ピットレーンにおけるスピード違反に関する罰金またはピット出口ライン違反
- ライドスルー
- ストップ&ゴー
- プラクティス中のトラック境界違反に対する当該ラップタイムの抹消
- ブラックフラッグ及びオレンジディスク旗によるプラクティスまたはレースから失格

中断されたレースにおいてライダーが積極的にレースしていたかどうかの裁定に対する抗議は認められない。

ジャンプスタート、トラック境界違反や写真判定を起因とするレースディレクションまたは FIMEWC スチュワードの決定に対して抗議する事は認められない。

3.7.1.2 手順及び抗議提出期限

全ての抗議は、署名した書面により個人またはチームより FIMEWC スチュワードに提出されなければならない。

各抗議には以下が明記されていなければならない。

- 関連する規則（違反した規則）
- 抗議提出者

ー 誰に対する抗議か

すべての抗議は、ひとつの抗議はひとつの要件に関してのみとし、直接 FIMEWC スチュワードパネルまたはレースディレクションに対して~~結果発表後**から4時間以内~~に抗議提出の意思を伝えられなければならない。

抗議は、結果発表後遅くとも1時間以内に書面で提出するか取り下げるかを書面で提出されなければならない。 **

※※ 結果の公表とは、公式通知/タイムキーピングボードに主催者が発表時間とともにデジタル又はその他によって掲出した物を含む。最終的な公表物が当該抗議の締め切り時間の基準とされる。

ライダー、チームの資格や、クラスまたは大会にエントリーする車両に関する抗議はオフィシャルプラクティス開始前に提出されなければならない。

車両の技術的な適合性（重量、音量、素材等）に関する抗議はオフィシャルプラクティス開始後でも FIMEWC スチュワードに直接またはレースディレクションを介して提出することが出来る。

抗議が適切な手続きに則って行われなかった場合及び/あるいは控訴保証金が事項 ~~3.7.1.33.4.1.3~~ に規定された期限内に支払われなかった場合、FIM EWC スチュワードは聴聞なしで抗議を容認しない権利を有する。

3.7.1.3 抗議保証金

抗議は、重責オフィシャル（競技監督、レースディレクター、FIM スチュワードまたは大会事務局長）に抗議保証金の 660 ユーロとともに提出されなければならない。

この抗議保証金は、抗議が認められた場合に返還される。

選手権に参加する年間契約チーム及びライダーは、WBDS に対して支払い誓約書を提出する。

抗議が技術規則に準拠していない車両に関するもので、マシンのアル毎書くなパーツまでの分解、組み立てを要する場合、当該カテゴリー内に明記される保証金または EWC テクニカルディレクターによる提案を受けたスチュワードが判断する額とする。この追加の保証金は、スチュワードへの申告後 1 時間以内または分解作業開始前までに抗議提出者により提出されなければならない。

3.7.1.4 抗議の聴聞

聴聞後、FIMEWC スチュワードパネルは、大会期間中に出されたすべての抗議に対して決定を出さなくてはならない。抗議は、付則及び特別規則に基づいて判定される。

トラック上での活動中（プラクティス及びレース）、FIMEWC スチュワードパネルの決定は、モニター上に公表される。計時スクリーン及び他の公開スクリーン上または公式ノーティスボード上の発表が有効なものとされる。

3.7.1.5 抗議裁定の有効

FIMEWC スチュワードパネルが下すペナルティーの裁定は、即時有効とする。

3.7.2 控訴権

FIM ライセンスを所持する如何なる人物または法人で、FIM の認可を受けた大会・会議中の裁定に対して控訴する権利を有する。

3.7.2.1 控訴の範囲

F I Mの規律決定に対する控訴に関する規則は下記のとおりとする：

3.7.2.1¹FIMEWC スチュワードパネルの裁定に対するFIM アピールスチュワードへの控訴

以下に関する控訴法廷の決定に対して抗議する事は認められない。

- ピットレーンにおけるスピード違反に関する罰金またはピット出口ライン違反
- 控訴対象とはならないペナルティーとして充てられるタイムペナルティー
- スタート手順の開始からチェッカーフラッグまでの違反行為に対してレースに課せられるライドスルー。
- スタート手順の開始からチェッカーフラッグまでの違反行為に対してレースに課せられるストップ&ゴー
- ブラックフラッグ及びオレンジディスク旗によるプラクティスまたはレースから失格
- 当該大会時で実施される呼気アルコールテスト陽性によるプラクティスまたはレースから失格
- 一つ又はそれ以上のプラクティスセッション（または一部）の資格停止を受けた当日

中断されたレースにおいてライダーが積極的にレースしていたかどうかの裁定に対する抗議は認められない。

ジャンプスタート、トラック境界違反または写真判定を起因とする決定に対して抗議する事は認められない。

~~CAIEWC控訴法廷~~に対し控訴が提出されない場合、FIM アピールスチュワードの決定は最終のものとされる。

3.4.2.1.² FIM アピールスチュワードの裁定に対する EWC 控訴法廷への控訴

以下に関する控訴法廷の決定に対して抗議する事は認められない。

- ピットレーンスピード違反に関する罰金またはピット出口ライン違反
- 控訴対象とはならないペナルティーとして充てられるタイムペナルティー
- レースで科せられた当日のライドスルー
- レースで科せられた当日のストップ&ゴー
- ブラックフラッグ及びオレンジディスク旗によるプラクティスまたはレースから失格
- 当該大会時で実施される呼気アルコールテスト陽性によるプラクティスまたはレースから失格
- 一つ又はそれ以上のプラクティスセッション（または一部）の資格停止を受けた当日

中断されたレースにおいてライダーが積極的にレースしていたかどうかの裁定に対する抗議は認められない。

ジャンプスタート、トラック境界違反または写真判定を起因とする決定に対して抗議する事は認められない。

~~EWC 控訴法廷に対し控訴が提出されない場合、FIM アピールスチュワードの決定は最終のものとされる。~~

~~3.7.2.13 スポーツ仲裁法廷（CAS）に対して~~

~~以下に関する控訴法廷の決定に対して抗議する事は認められない。~~

- ~~— ピットレーンにおけるスピード違反に関する罰金またはピット出口ライン違反~~
- ~~— 控訴対象とはならないペナルティーとして充てられるタイムペナルティー~~
- ~~— 同一大会で科せられた当日のライドスルー~~
- ~~— 同一大会で科せられた当日のストップ&ゴー~~
- ~~— ブラックフラッグ及びオレンジディスク旗によるプラクティスまたはレースから失格~~
- ~~— 当該大会時で実施される呼気アルコールテスト陽性によるプラクティスまたはレースから失格~~

~~一つ又はそれ以上のプラクティスセッション（または一部）の資格停止を受けた当日~~

~~中断されたレースにおいてライダーが積極的にレースしていたかどうかの裁定に対する抗議は認められない。~~

~~ジャンプスタート、トラック境界違反または写真判定を起因とする決定に対して抗議する事は認められない。~~

3.7.2.2 控訴提出の期限

控訴の提出は

— FIMEWC スチュワードパネルの決定に対する控訴の場合 1 時間

— FIM アピールスチュワードの決定に対する控訴の場合 5 日 ~~4 時間~~

~~— スポーツ仲裁法廷（CAS）への提出する控訴文書 5 日~~

期限は、控訴人が決定を受領した日から換算される。

3.7.2.3 控訴の提出

控訴が FIM アピールスチュワードに受理されるためには、控訴通知は書面で提出されなければならない。

CAI で控訴が受理されるためには、控訴通知は、期限内に受領確認付きの書留郵便、受領確認付きの電子メール（secretariat.cai@fim.ch）、または配達証明付きの特別宅配便で、5 日以内に事務局長に送付する必要があります。

控訴通知は、FIM の 2 つの公用語のいずれかで提出されなければならない。使用言語によって、他の当事者が使用する訴訟言語が決定されます。訴訟言語以外の言語で表現された文書には、その言語の専門レベルの翻訳を添付しなければなりません。

~~控訴を受理してもらうためには、その控訴を書面（FIM スチュワードに至る控訴）~~

~~書留郵便または特別な輸送方法（EWC 控訴法廷に至る控訴）で執行事務局宛てに提出しなくてはならない。~~

~~正しい控訴状と保証金は、FIMEWC スチュワード（FIM アピールスチュワードへの控訴の場合）、FIM 事務局執行事務局（CAI EWC 控訴法廷への控訴の場合）あてに提出されなければならない。~~

~~EWC 控訴法廷への控訴状が提出されてから 24 時間以内に、控訴人は FIM 執行事務局に対しその控訴事実に関して簡潔な説明を行う。~~

控訴が適切な手続きに則って行われなかった場合及び/あるいは控訴保証金が事項 ~~3.7.2.43.4.2.2~~ に規定された期限内に支払われなかった場合、FIM 控訴組織は聴聞なしで控訴を棄却する権利を有する。

当事者は、新しい手段を行使したり、新しい文書の作成や可能性のある新しい証拠を提案する等新たな手段を行使することが出来る。ただし、これらの新しい手段が最初の抗議内容を修正することを意図したものの場合、受け入れられない。これら新たな手段の許容に関しては管轄する裁定機関の独自の裁量による。

3.7.2.4 控訴を行う際に支払う料金

控訴する際の保証金は、1320 ユーロとする。

選手権への参加契約をしているチーム及びライダーについては WBDS へ支払い誓約書を提出する。

控訴が認められた場合のみ控訴量が返還される。

3.7.3 延会の場合に支払う保証金

当事者のいずれかが、証人喚問の延期を申請する場合、この当事者には、当該裁定組織が設定する追加の保証金の支払いが要請される。この保証金が支払われるまで、聴聞は再開されない。この保証金が期限内に支払われなかった場合、裁定組織は当初の証人の証言のみによって控訴に対する裁定を行う。

3.7.4 控訴の聴聞に関して守られる期限

FIM アピールスチュワードは控訴が受理されたら直ちに精査するために招集される。

FIM アピールスチュワードは、如何なる場合においても控訴公聴会直後に裁定を下さなければならない。

~~CAIEWC 控訴法廷は、控訴を受理してから 4-6 週間以内に招集して、その控訴について審議を行わなくてはならない。~~

~~EWC 控訴法廷は、どのような場合においても決定を出さなくてはならない。~~

3.7.5 控訴の有効性

決定は通知されるとすぐに執行可能となる。

当事者の一方からの要請により、CAI は、FIM 控訴審委員会が裁定した仮執行の差し止め命令または本規約第 3.7.6 条に従った決定により、執行停止を決定することができます。

~~控訴人の要望により、FIM アピールスチュワードは、FIMEWC スチュワードパネルによって裁定された仮決定を差し止め命令または裁決によって猶予することもできる。~~

~~控訴人の要望により EWC 控訴法廷は、FIM アピールスチュワードパネルによって裁定された仮決定を差し止め命令または裁決によって猶予することもできる。~~

3.7.6 暫定措置

当事者は、CAI 宛ての理由を付した申請書により、争われている決定の執行停止及び暫定措置を CAI に申請することができる。

要請された措置を認めるかどうかを決定するにあたり、CAI は、申請者に回復不能な損害を与えるリスク、申請の実質的な成功の見込み、および被告の利益と比較した申請者の利益の重要性を考慮する。

当事者の理由を付した要請により、暫定措置を認めるまたは拒否する決定は、状況の変化があった場合に CAI によっていつでもすることができる。

3.7.7 迅速手続き

緊急性が認められる場合、当事者の一方が CAI 宛ての理由を付した申請書により迅速手続きの導入を要請するか、または CAI が独自の判断で決定することができる。

3.8 すべての規律および裁定組織が取る手順

3.8.1 聴聞の権利

規則に基づいて違反を科された個人、または組織は、自ら、または代理人を立てて弁護を行う絶対的権利を有する。

規律または裁定組織の前に召集された者は、自分が選び、自分の費用で雇った弁護団を立てる権利を有する。弁護団を雇ったことに関する適切な通達が FIM に行われ、この要件に関与している他の当事者にもそのことが伝わるようにする。これを怠った場合、該当する規律または裁定組織が、この弁護団の加入に意義を申し立てることもある。

召集を要請されたが、それに従わずに欠席した当事者は、裁判欠席され、放棄とみなされる。

規律又は裁定組織の前で行う聴聞に関して、規律または裁定組織は、聴聞を電話会議の形式で行う、あるいは電話または他の電子デバイスを用いた通信手段を用いて行うと決定することもできる。このような聴聞の方法は、関係者全員が同意した場合に限り行なわれる。

3.8.2 聴聞

例外的な状況において、該当する規律または裁定組織が特別の決定を出した場合以外、聴聞は公開されるものとする。

聴聞は FIM 公用語のいずれかで行なわれる。当事者のいずれかが別の言語を用いることを希望する場合には、その当事者が必要とする通訳を用意し、その費用を負担する。

控訴人は、出席するかまたは代理人を出席させなければならない。これを怠った場合、その抗議は容認されず、費用は控訴人が負担するものとする。

委員長が聴聞会を開始したら、当事者を呼び、証人の出席していない状態で、個々の陳述を言明させる。

当事者の陳述が終わったら、該当する規律または裁定組織は、証拠を完成させるためにさまざまな証人と専門家の発言を聴聞する。当事者は、証人と専門家に彼らの証拠に対して質問する権利を有する。

該当する規律または裁定組織のメンバーは、聴聞の際に委員長の承認さえ得れば、いつでも当事者、証人、および専門家に質問することができる。

3.8.3 証人および専門家

各当事者は、独自に証人を召集し、出席させることができる。この場合、費用はその当事者の負担となるが、当該裁定委員会が別の決定を下した場合、例外とする。

該当する規律または裁定組織は、証人に宣誓を強いる権利を持たない。したがって、宣誓証言は自由に行なわれる。証人は自らが知っている事実に関してのみ宣言し、意見を述べてはならない。ただし、規律または裁定組織がその証人のある特定の分野における専門家とみなし、意見を述べるように要請した場合は、例外とする。

証言後、証人は裁定室を離れてはならない。また、これから証言を行う他の証人と話をしてはならない。

裁定委員会は、専門家を招集することができる。

3.8.4 決定の内容

懲戒機関の決定には理由が示され、特に次の内容が含まれるものとする：a. 懲戒機関を構成する職員の名前、b. 決定の日付、c. 手続きに参加した当事者の名前、d. 事実の陳述、e. 理由、f. 実施部分、g. 懲戒機関を構成する職員の署名。

3.8.5 判決

規律または裁定組織の決定は、すべて非公開形式で、単純過半数評決の方法で行なわれる。すべてのメンバーには、平等の評決権が与えられ、決定を出す際にはこの権利が行使されなければならない。投票棄権は認められない。

いかなる場合においても、控訴を提出している当事者側は、控訴されている当事者側の申し出の後に、陳述を増やすことはできない。

3.8.6 判決の告知

FIMEWC スチュワードパネルの決定は、大会会場にて直接通達しなければならないが、これができなかった場合、受領確認の取れる書留郵便、**受領確認付きの電子メール**、または**公式電子掲示板**での発表によって通知される。

~~CAI EWC 控訴法廷~~によって出されたすべての判決は、文書にされ、関係するすべての当事者に**受領確認付**の書留郵便で送付される。

今後は電子的手段による通知が行われる。

3.8.7 判決の公表

抗議、または控訴を裁定する規律または裁定組織は、抗議または控訴を公表する、あるいは調査結果を公表し、関係する当事者の名前を明記する権限を持つものとする。これらの言明書の中に名前の記載された個人または団体は、FIM または言明書を作成したその他のいかなる者に対しても控訴する権利を持たない。

更に、裁判所が別途決定しない限り、最終決定はメディアセンターで公開される。

3.9 手続き上の費用

規律または裁定の決定を出すのに要した費用が、裁定委員会の委員長によって査定され、敗訴側に請求される。ただし、裁定委員会が別の決定を下した場合は例外とする。

3.9.1 罰金および費用の支払い

裁可が決定的なものとなり、罰金あるいは費用が事項 ~~3.8.63.5.5~~ ~~3.8.63.5.5~~ に基づいて判決の日から 30 日以内に支払われなかった場合、決定によって影響を受ける個人または団体は、自動的に FIM のすべての活動への参加を停止させられる。

これはすべての支払いが FIM 執行事務局に対して行なわれるまで続くものとする。

3.10 ペナルティーの相互作用

1949 年 4 月 30 日、国際的にモータースポーツを運営している 4 つの組織の相互作用に関する合意が得られ、FIM に加え、

- 国際自動車連盟 (FIA)
- 国際航空機連盟 (FAI)
- 国際モーターボート連盟 (UIM)

FIM の要請に基づいて、資格停止、または資格剥奪のペナルティーも上記組織の管轄にあるスポーツにも適用される。

3.11 赦免

運営評議会は、LJI 委員長と相談の後、または彼の提案により最終的に罰則を与えられた者に対して罰則の緩和もしくは赦免を行う事ができる。

~~3.9 裁定条項~~

~~司法組織または FIM 総審議会(事項 3.4.2.2 を除く)によって下された最終決定に対して、通常の裁判所へ控訴することはできない。このような決定は、スポーツ裁定法廷に提出され、スポーツ裁定法廷が、当該スポーツに適用される裁定規則(事項 3.4.6)に基づいて、最終的な判決を出す独占的な権限を有する。~~

- | | |
|----------------|------------------------------|
| 4. サーキット規格 | 規則は FIM ロードレースサーキット規格に明記される。 |
| 5. メディカルコード | 規則は FIM メディカルコードに記載される。 |
| 6. アンチドーピングコード | 規則は FIM アンチドーピングコードに明記される。 |
| 7. 持続可能性コード | 規則は FIM 環境コードに明記される。 |
| 8. 倫理規定 | 規則は FIM 倫理規定に明記される。 |